

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 1 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、香川県防災会議が策定する香川県地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の 3 編で構成する。

### 2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号））第 13 条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ① 県民の命を守る
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
- ⑤ 四国の防災拠点の機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

### 3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「香川県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」等を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町が地域防災計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、県は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

### 5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、県、市町、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策

の推進体制を整えるものとする。

## 6 県民運動の展開（県民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する県民運動を展開しなければならない。

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、市町の防災対策の実施状況についても定期的に報告を求め、それらの内容を公表するものとする。また県民及び防災関係機関等に対し、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び住民の責務

#### (1) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

#### (2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### (3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

## 2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域に係る防災に関し、県、本県の区域内の市町、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本県の区域内の公共の団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

### (1) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災訓練の実施</li> <li>4 防災知識の普及及び防災意識の啓発</li> <li>5 防災教育の推進</li> <li>6 自主防災組織の結成促進及び育成指導</li> <li>7 防災に関する施設等の整備及び点検</li> <li>8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整</li> <li>9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>10 特別警報等の市町への通知</li> <li>11 被災者の救助、救護その他保護措置</li> <li>12 被災した児童生徒の応急教育</li> <li>13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施</li> <li>14 緊急輸送等の確保</li> <li>15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保</li> <li>16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置</li> <li>17 災害復旧の実施</li> <li>18 ボランティア活動の支援</li> <li>19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置</li> </ol>

### (2) 市町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市 町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災訓練の実施</li> <li>4 防災知識の普及及び防災意識の啓発</li> <li>5 防災教育の推進</li> <li>6 自主防災組織の結成促進及び育成指導</li> <li>7 防災に関する施設等の整備及び点検</li> <li>8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>9 特別警報等の住民への周知</li> <li>10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設</li> <li>11 避難行動要支援者の避難支援活動</li> <li>12 消防、水防その他の応急措置</li> <li>13 被災者の救助、救護その他保護措置</li> <li>14 被災した児童生徒の応急教育</li> <li>15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施</li> <li>16 緊急輸送等の確保</li> <li>17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保</li> <li>18 災害復旧の実施</li> <li>19 ボランティア活動の支援</li> <li>20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置</li> </ol>

### (3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡</li> <li>2 災害時における水道水の供給確保</li> <li>3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施</li> </ol>

### (4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整</li> <li>2 警察庁及び他管区警察局との連携</li> <li>3 支局内防災関係機関との連携</li> <li>4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡</li> <li>5 警察通信の確保及び統制</li> <li>6 警察災害派遣隊の運用</li> <li>7 支局内各県警察への津波警報等の伝達</li> </ol>
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理</li> <li>2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理</li> <li>3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握</li> <li>4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し</li> <li>5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議</li> </ol>
四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会</li> <li>2 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</li> <li>4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置</li> </ol>
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整</li> </ol>
香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止についての監督指導等</li> <li>2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施</li> <li>3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導</li> <li>4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保</li> <li>5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導</li> <li>6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等</li> </ol>
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護</li> <li>2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導</li> <li>3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導</li> <li>4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ</li> <li>5 被災地への営農資材の供給の指導</li> <li>6 被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握</li> <li>7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付</li> <li>9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施</li> <li>2 国有保安林の整備保全</li> <li>3 災害応急対策用木材(国有林)の供給</li> <li>4 民有林における災害時の応急対策等</li> </ol>
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保</li> <li>2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</li> </ol>
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高压ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保</li> <li>2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</li> </ol>
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項</li> <li>2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理</li> <li>3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導</li> <li>4 海上の流出油等に対する防除措置</li> <li>5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</li> <li>6 空港の災害復旧</li> <li>7 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣</li> </ol>
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整</li> <li>2 陸上及び海上における緊急輸送の確保</li> <li>3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導</li> </ol>
大阪航空局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空港施設の整備及び点検(管制部門)</li> <li>2 災害時の飛行規制等とその周知</li> <li>3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門)</li> <li>4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等</li> </ol> <p>※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。</p>
国土地理院 四国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</li> <li>2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力</li> <li>3 地理情報システム活用の支援・協力</li> <li>4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施</li> <li>5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言</li> <li>6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言</li> </ol>
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>
第六管区 海上保安本部 (高松海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等</li> <li>2 災害時における人員及び物資の緊急輸送</li> <li>3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持</li> <li>4 航路標識等の整備</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達</li> <li>3 家庭動物の保護等に係る支援</li> </ol>
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整</li> <li>2 災害時における米軍部隊との連絡調整</li> </ol>

#### (5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)</li> </ol>

#### (6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施</li> </ol>
(独)国立病院機構 中国四国グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援</li> <li>2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援</li> <li>3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報</li> <li>4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援</li> </ol>
日本郵便株式会社 四国支社 (高松中央郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</li> <li>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</li> </ol>
日本銀行 高松支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5 各種措置に関する広報</li> </ol>
日本赤十字社 香川県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護</li> <li>2 こころのケア</li> <li>3 救援物資の備蓄及び配分</li> <li>4 血液製剤の供給</li> <li>5 義援金の受付及び配分</li> <li>6 その他応急対応に必要な業務</li> </ol>
日本放送協会 高松放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施</li> <li>2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道</li> <li>3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高速道路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) 四国支店 四国福山通運(株) 高松支店 佐川急便(株) 四国支店 ヤマト運輸(株) 香川主管支店 四国西濃運輸(株) 高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株) 中国電力(株) 中国電力ネットワーク(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

## (7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス(株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平 電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保



機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

#### (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(公財)香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工会 商工会議所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

## (9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"><li>1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。</li><li>2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。</li><li>3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。</li><li>4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。</li><li>5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。</li><li>6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。</li><li>7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。</li><li>8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。</li><li>9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。</li><li>10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。</li><li>11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。</li><li>12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。</li><li>13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。</li></ol>

## (10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"><li>1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。</li><li>2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。</li><li>3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。</li><li>4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。</li><li>5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。</li><li>6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。</li><li>7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。</li><li>8 市町が行う避難情報等の発令基準や、市町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。</li><li>9 市町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。</li><li>10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。</li></ol>

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。